6　保険仲立人の規制緩和

保険仲立人等が、保険期間が長期にわたる保険契約の締結の媒介を行おうとする場合に必要な内閣総理大臣の認可を不要とすることとした。（附則第一一九条関係）

二　保険業法等の一部を改正する法律の一部改正関係

認可特定保険業者に対する保険業法の準用等について、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二条第一二項、第三条第一項、第四条第一一項、第四条の二及び第五条第三項関係）

三　保険業法等の一部を改正する法律の一部改正関係

特定保険業者による保険契約の移転等について、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二条第一項及び第三項関係）

四　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（法律第四六号）（環境省）

1　題名、目的の改正

題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めるとともに、この法律の目的に、鳥獣の管理を図ることを加えることとした。（題名及び第一条関係）

2　定義の追加

㈠　この法律において「保護」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいうこととした。（第二条第三項関係）

㈡　この法律において「管理」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持することをいうこととした。（第二条第二項関係）

㈢　この法律において「指定管理鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣をいうこととした。（第二条第五項関係）

3　施策体系の整理

㈠　環境大臣が定めるものとされている鳥獣の保護を図るための事業（以下「鳥獣保護事業」という。）を実施するための基本的な指針を、鳥獣の保護及び管理を図るための事業（以下「鳥獣保護管理事業」という。）を実施するための基本的な指針に改めるとともに、都道府県知事が定めるものとされている鳥獣保護事業の実施に関する計画を、鳥獣保護管理事業の実施に関する計画に改めることとした。（第三条及び第四条関係）

㈡　都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣の保護に関する計画である第一種特定鳥獣保護計画及びその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画である第二種特定鳥獣管理計画を定めることができることとした。（第七条及び第七条の二関係）

㈢　環境大臣は、国際的又は全国的に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣（以下「希少鳥獣」という。）の保護に関する計画である希少鳥獣保護計画及び特定の地域において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣の管理に関する計画である特定希少鳥獣管理計画を定めることができることとした。（第七条の三及び第七条の四関係）

4　指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

㈠　都道府県知事は、第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣の捕獲等をする事業（以下「指定管理鳥獣捕獲等事業」という。）を実施しようとするときは、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を定めることとした。（第一四条の二第一項関係）

㈡　指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する行為については、第八条の鳥獣の捕獲等の禁止に係る規定は適用しないこととするほか、一定の条件下で、第一八条の鳥獣の放置等の禁止に係る規定及び第三八条第一項の夜間銃猟の禁止に係る規定を適用しないこととした。（第一四条の二第八項関係）

5　鳥獣捕獲等事業の認定制度の導入

㈠　鳥獣の捕獲等をする事業（以下「鳥獣捕獲等事業」という。）を実施する者（法人に限る。）は、当該鳥獣捕獲等事業が㈡の基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができることとした。（第一八条の二関係）

㈡　都道府県知事は、鳥獣の捕獲等をする際の安全管理を図るための体制等が、基準に適合しているときでなければ、㈠の認定をしてはならないこととした。（第一八条の五関係）

6　住居集合地域等における麻酔銃猟の許可

鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的で、麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等をしようとする者であって、都道府県知事の許可を受けた者がする捕獲等については、住居集合地域等における銃猟の禁止に係る規定は適用しないこととした。（第三八条第二項及び第三八条の二関係）

7　網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ

網猟免許及びわな猟免許を取得できない年齢を、二〇歳未満から一八歳未満に引き下げることとした。（第四〇条関係）

8　公務所等への照会

環境大臣及び都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができることとした。（第七五条の二関係）

9　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇児童福祉法の一部を改正する法律（法律第四七号）（厚生労働省）

1　改正の要点

㈠　小児慢性特定疾病医療支援等の定義

(1)　小児慢性特定疾病とは、児童等が当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病をいうものとすることとした。（第六条の二第一項関係）

(2)　小児慢性特定疾病医療支援とは、都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定小児慢性特定疾病医療機関」という。）に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかっている児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）であって、当該疾病の状態が厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める程度であるものに対し行われる医療（当該小児慢性特定疾病に係るものに限る。）をいうものとすることとした。（第六条の二第二項関係）

㈡　小児慢性特定疾病医療費の支給

(1)　小児慢性特定疾病医療費の支給認定（(2)ロの医療費支給認定をいう。以下同じ。）に係る小児慢性特定疾病児童等が、指定小児慢性特定疾病医療機関から当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援（以下「指定小児慢性特定疾病医療支援」という。）を受けたときは、当該小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定を受けた保護者に対し、小児慢性特定疾病医療費を支給するものとすることとした。（第一九条の二第一項関係）

イ　都道府県は、医療費支給認定（(2)ロの医療費支給認定をいう。以下同じ。）に係る小児慢性特定疾病児童等が、指定小児慢性特定疾病医療機関から当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援（以下「指定小児慢性特定疾病医療支援」という。）を受けたときは、当該小児慢性特定疾病医療費の額から、一月につき、同一の月に受けた指定小児慢性特定疾病医療支援（食事療養を除く。）に要する費用の額から、医療費支給認定を受けた保護者の家計の負担能力等の事情をしん酌して政令で定める額（当該算定した額の一〇〇分の二〇に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額、及び食事療養に要する費用の額から、食事療養標準負担額、医療費支給認定を受けた保護者の所得の状況等の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額の合計額とすることとした。（第一九条の二第二項関係）

ロ　小児慢性特定疾病医療費の額は、一月